

令和4年度

西棟給湯設備（ボイラー（No. 2））更新工事

仕 様 書

令和4年6月

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

仕 様 書

1 件 名

西棟給湯設備（ボイラー(No. 2)）更新工事

2 履行場所

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

救急救命東京研修所

3 履行期間

契約日から令和 5 年 3 月 31 日（金）までの間とし、原則として以下の研修生不在期間とする。

- ・ 令和 4 年 8 月 28 日（日）～令和 4 年 9 月 11 日（日）
- ・ 令和 5 年 1 月 22 日（日）～令和 5 年 2 月 6 日（月）
- ・ 令和 5 年 3 月 13 日（月）～令和 5 年 3 月 31 日（金）

※ なお、疾病（重大な感染症を含む。）の流行等により当研修所の教育スケジュールを変更した時は、上記工事期間を変更する場合がある。

4 工事仕様

(1) 下記の内容にて、ボイラーの設置工事を行う。

名 称	規格・形状	数量
新 設 機 材	日本サーモエナー GSAN-251BNX 缶体出力 291kw 電熱面積 8.8 m ² 最高仕様圧力 0.49MPa 公共仕様、東京都低 NOx 型 感震器 1 個	1 基
工 事 費	—	1 式
試運転調整費	—	1 式
雑材消耗品費	—	1 式
撤去材処分費	—	1 式
現 場 管 理 費	—	1 式
運 搬 交 通 費	—	1 式
諸 経 費	—	1 式

(2) 電源線、配管系統は新設とする。

- (3) 使用する部品はメーカー純正品又は同等品以上とする。
なお、同等品以上の製品を使用する場合は、事前に証明書類等を担当者に提出し、承認を得るものとする。
- (4) 設置場所は、別添図面のとおりとし、既存のコンクリート基礎を利用すること。据付の際のアンカーボルトは新品を使用すること。なお、収まりの都合上必要があるときは、既存基礎の加工を行うことは差し支えない。
- (5) 設置据え付けの際に支障となる植栽の排除は発注者が行う。
- (6) 機器設置後、外観の点検及び試運転を行うこと。
- (7) 機器撤去前日は既設ボイラー1台にて運用し、貯湯槽切替等を含めた運転管理をビル管理業者と行う（研修生入浴中に湯量が足りなくならないように管理を行う）。
- (8) 中央監視装置、東棟設備との保守メンテ連携を図る為、日本サーモエナー製の機器とする。
- (9) 同時期の工事で既設ボイラーを1台移設する為、業者間で調整を行う。
- (10) 中央監視・自動制御の設定及び試験を今回工事内容に含む。

5 作業条件

- (1) 作業時間は、原則として8：30から17：00までの間とする。時間外での作業が必要な場合は、別途協議するものとする。
- (2) 請負者は、契約締結後、現場責任者を選定し、工事体制表を作成して担当者に提出すること。また、請負者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表及び施工要領書を作成し、担当者に提出すること。なお、施工要領書には、工事で使用する材料及び工法等を明記すること。
- (3) 施工に当たり、法令等の規定に基づく有資格者を要する作業がある場合は、当該資格を持つ者を必ず配置すること。
- (4) 施工の際に研修所の建物・機械その他在来部分等で汚損又は破損の恐れがある箇所については、適正な養生を行うこととし、施工の際に破損又は汚損した場合は、速やかに担当者に報告し、請負者の責において現状復旧すること。
- (5) 工事中は、安全に万全を期すこととし、請負者側の責による物損・人身事故が発生した場合は、請負者側の責により対処すること。また、事故が発生した場合は、速やかに担当者へ報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (6) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。
- (7) 工事で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ担当者的了承を得ることとし、担当者の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (8) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。

6 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に担当者の検査を受けること。
- (2) 前項の検査において、契約の内容に適合しない場合は、担当者が指示する期間内に修復するものとし、修復後、再度担当者の検査を受けること。
- (3) 請負者は、第1項の検査に合格した後、担当者に下記書類等を各2部提出すること。
 - ・ 報告書(作業、工事写真含む)
 - ・ 完成図書(竣工図、機器完成図、保証書等)
 - ・ その他研修所担当者が指示するもの

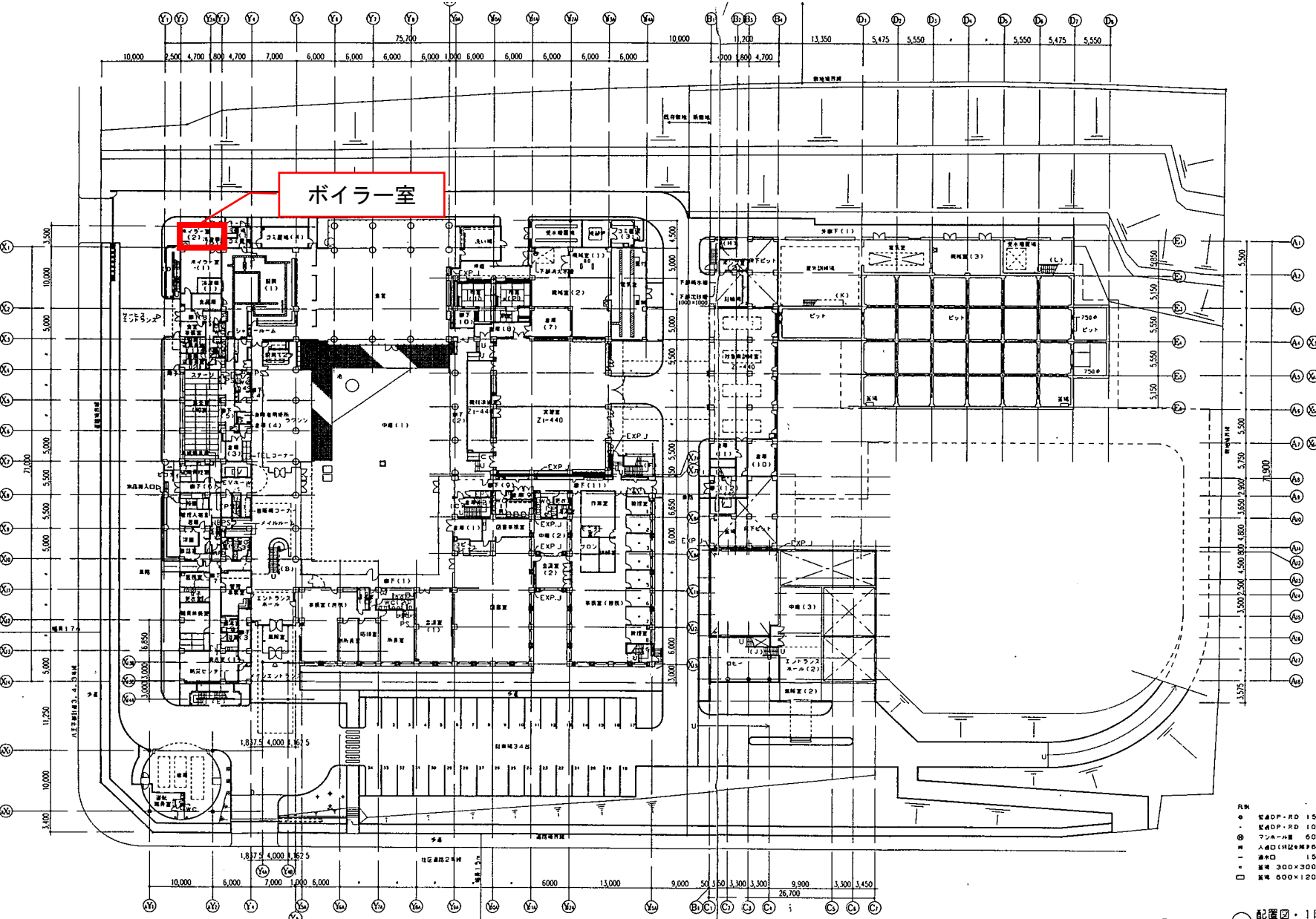
7 契約不適合責任

請負者は、工事施工後1年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者と協議の上決定するものとする。

西棟給湯設備（ボイラー(No.2)）更新工事（配置図）



- AN
- 管径DP・RD 150φ
- 管径DP・RD 100φ
- ⊙ ファンケル機 600φ
- 人機口 (枠寸φ600)
- 溝床φ 150φ
- 溝床 300×300×H100
- 溝床 600×1200×H300

配置図・1階平面図

西棟1階ボイラー室 (拡大図)

